

平成 29 年 3 月 9 日

原子力安全のためのマネジメントシステム規程（JEAC 4111-2013）の適用指針 [JEAG 4121-2015] 正誤表

No	頁	規格条項番号	誤	正	備考
1	102	2.15.4 安全文化の特性・属性	¹¹ Traits of a Healthy Safety Culture(INPO 12-012) Rev.1, April 2013	¹¹ Traits of a Healthy Nuclear Safety Culture(INPO 12-012) Rev.1, April 2013	正式名称に訂正
2	197	7.6 監視機器及び測定機器の管理	<p>【例示】</p> <p>(3) 測定機器のうち、定規、巻尺、湿度計、温度計又はストップウォッチ等の市販品を本項に適用する場合の一例として、測定機器の誤差が製品の公差に対して十分小さい場合等については、「JIS Z 9090 測定－校正方式通則」に定められた校正方式の一つの「無校正の校正方式」を採用できる。</p> <p>a) 「国際又は国家計量標準にトレーサブル」な測定機器の例として以下のようなものがある。</p> <p>① 計量法で定める校正事業者認定制度に従い、認定された事業者が校正を実施し、標章(JCSS)付きの測定機器</p> <p>② 一般校正会社が校正を実施し、必要な記録が存在する測定機器</p> <p>「国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らした校正若しくは検</p>	<p>【例示】</p> <p>(3) 測定機器のうち、定規、巻尺、湿度計、温度計又はストップウォッチ等の市販品を本項に適用する場合の一例として、測定機器の誤差が製品の公差に対して十分小さい場合等については、「JIS Z 9090 測定－校正方式通則」に定められた校正方式の一つの「無校正の校正方式」を採用できる。</p> <p>a) 「国際又は国家計量標準にトレーサブル」な測定機器の例として以下のようなものがある。</p> <p>① 計量法で定める校正事業者認定制度に従い、認定された事業者が校正を実施し、標章(JCSS)付きの測定機器</p> <p>② 一般校正会社が校正を実施し、必要な記録が存在する測定機器</p> <p>「国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らした校正若しくは検</p>	

No	頁	規格条項番号	誤	正	備考
			<p>証」の例として、以下のようなものがある。</p> <p>① 有効な校正記録付の測定機器を使って、校正記録がない測定機器の誤差が許容範囲であることを確認すること（例．鋼製巻尺（JIS 1 級）を使った検尺ロープの精度確認，標準線源によりエネルギー対チャンネルの関係や分解能が許容範囲であることを確認するための Ge 半導体検出器付きガンマ線スペクトロメータの精度確認）</p> <p>b) なし</p> <p>c) 「校正の状態を明確にする」方法の例として、以下のようなものがある。</p> <p>① 測定機器の校正有効期限，又は次回校正日を記載したラベルを測定機器に貼付する。</p> <p>② 測定機器の管理台帳に校正有効期限，又は次回校正日を明記する。</p> <p>d) 「測定した結果が無効になるような操作ができないようにする」の例として以下のようなものがある。</p> <p>① 測定機器の調整後の設定値がずれて、</p>	<p>証」の例として、以下のようなものがある。</p> <p>① 有効な校正記録付の測定機器を使って、校正記録がない測定機器の誤差が許容範囲であることを確認すること（例．鋼製巻尺（JIS 1 級）を使った検尺ロープの精度確認，標準線源によりエネルギー対チャンネルの関係や分解能が許容範囲であることを確認するための Ge 半導体検出器付きガンマ線スペクトロメータの精度確認）</p> <p>b) なし</p> <p>c) 「校正の状態を明確にする」方法の例として、以下のようなものがある。</p> <p>① 測定機器の校正有効期限，又は次回校正日を記載したラベルを測定機器に貼付する。</p> <p>② 測定機器の管理台帳に校正有効期限，又は次回校正日を明記する。</p> <p>d) 「測定した結果が無効になるような操作ができないようにする」の例として以下のようなものがある。</p> <p>① 測定機器の調整後の設定値がずれて、測定値が無効にならないように、設定</p>	<p>i .は②に含まれる内容ではないので番号書式を変更</p>

No	頁	規格条項番号	誤	正	備考
			<p>測定値が無効にならないように、設定値の調整用ノブを固定する等の処置（保護手段）を講じる。</p> <p>② 上記が不可能な場合は、測定機器の校正後の調整用ノブによる設定値を記録し、測定機器の使用前後にこれと照合することで測定値の正当性を確認する。</p> <p>e) 「取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する」の例として、以下のようなものがある。</p> <p>① 原子力施設内に設置された測定機器に対し、防護柵や施錠等により物的に保護すること。<u>また</u>、校正基準から外れた場合の処置の例として、以下のようなものがある。</p>	<p>値の調整用ノブを固定する等の処置（保護手段）を講じる。</p> <p>② 上記が不可能な場合は、測定機器の校正後の調整用ノブによる設定値を記録し、測定機器の使用前後にこれと照合することで測定値の正当性を確認する。</p> <p>e) 「取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する」の例として、以下のようなものがある。</p> <p>① 原子力施設内に設置された測定機器に対し、防護柵や施錠等により物的に保護すること。</p> <p>（「測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合」の例）</p> <p>「測定機器が要求事項に適合していない場合」としては、校正基準から外れた場合があり、その処置の例として、以下のようなものがある。</p>	<p>旧 e)①の「また、」以降は JEAC4111 の 7.6 (3) e)の事例ではないので段落を分け、JEAC4111 本文との対応を明確にした。</p>

No	頁	規格条項番号	誤	正	備考
			<p>① 可能な場合には、いつから校正基準を外れていたかを特定する。</p> <p>② 上記①以降又は前回校正以降に、その測定機器により測定された項目を特定する。</p> <p>③ 要求精度と校正基準外れの程度との比較評価、あるいはその他の評価を行い、その測定機器による測定結果を採用するか、あるいは再測定を実施するかを決定する。</p> <p>④ 以上の処置の記録を作成し、維持する。</p>	<p>① 可能な場合には、いつから校正基準を外れていたかを特定する。</p> <p>② 校正基準を外れた時期が特定可能な場合はそれ以降、時期が特定不可能な場合は前回校正以降に、その測定機器により測定された項目を特定する。</p> <p>③ 要求精度と校正基準外れの程度との比較評価、あるいはその他の評価を行い、その測定機器による測定結果を採用するか、あるいは再測定を実施するかを決定する。</p> <p>④ 以上の処置の記録を作成し、維持する。</p>	<p>番号書式を変更</p> <p>旧 ii. の「上記①以降又は」を分かり易い表現に見直し。</p>